



建設業法技術検定制度の見直し

こんにちは！あけぼの通信です。

7月号では「働き方改革」の一環での「建設現場の生産性向上」として、監理技術者の専任緩和、主任技術者の配置業務の見直し、事業継承規定の整備についてお話ししました！

8月号ではもう一つの「技術検定制度の見直し」(建設業法27条)についてお話しします。

施工管理技士の技術検定制度が変わる!?

国土交通省は、建設工事に従事する技術者の技術向上を目的として、建設業法第27条の規定に基づいて技術検定を行っています。技術検定試験に合格すると「技士」資格が与えられる仕組みです。

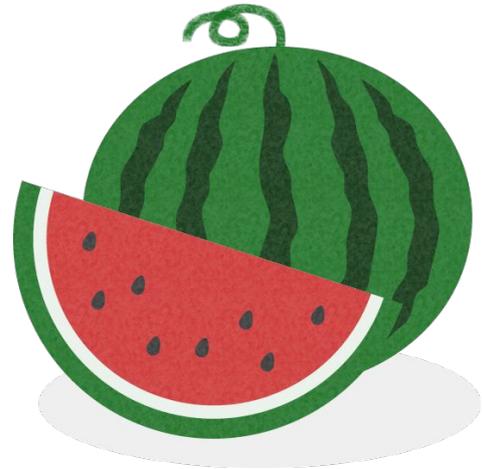
近年、国土交通省はその施工管理技士の技術検定制度の見直しを行っています。

施工管理技士の技術レベルを下落させることなく、より多くの施工管理技士を輩出させることが狙いですが、それは建設工事現場の人手不足と大いに関連しています。

それでは建設業法27条改正によって、技術検定はどのように見直しされるのでしょうか？

現在は1級・2級ともに学科試験を受け、合格後実地試験を受け、両方ともに合格すれば正式に1級技士・2級技士の称号が与えられています。(図1参照)

それが今回の法改正により、監理技術者を補佐する役職で「技士補」の資格を創設することになりました。



いわば、「学科は合格したけど実地で不合格だった」という人への救済・緩和措置という見方もできるかもしれません。(裏面図参照)しかしこれにより、監理技術者を補佐できる有資格者は確実に増えます。

たとえば、これまで建設工事の請負代金の額が4,000万円(建築一式工事にあっては6,000万円)以上である場合、「監理技術者は現場で専任の者でなければならない」と義務付けられています。これは隣接する現場であっても、別途監理技術者を専任で配置する必要がありました。

しかし「1級技士補」を配置することにより、監理技術者は別の現場に兼務することが可能になります。

つまり現状の人手不足の中、資格を取得しやすくなったことで、請け負える現場数を維持・増加できることとなります。

新設される「技士補」(監理技術者)とは？

監理技術者とは、現場の技術水準を確保すべく配置される技術者のことを指します。現場で重要な役割を担います。

資格要件としては、1級建築士、1級建築施工管理技士、1級土木施工管理技士などのいくつかの国家資格が必要です。日本の建設現場はこの監理技術者によって支えられていると言っても良いでしょう。

改正後の試験内容は、1級・2級とも、施工技術のうち、基礎となる知識・能力があるかを判定する「第一次検定」に合格すれば、「技士補」の資格が与えられます。次に施工技術のうち実務経験に基づいた技術管理や指導監督に係る知識や能力があるかを判定する「第二次検定」に合格すれば1級・2級技士が付与されます。

国土交通省の担当者は、技士補について「若い方に積極的に取得して欲しい。詳細な受験要件についてはこれから政令・省令で称号などを決めていきたい。2級技士補は工業高校在学中に受験し、取得することは可能です。資格も取得した後に、建設業界に入職していただければ望ましいです」とコメントしています。

この早期資格取得を促しているのには、理由があります。若年層に対する「他業種への就職の流れの抑制」「建設業界へ在職する動機付け」といった狙いがあるためです。

早ければ2年後にも、工業高校生の2級技士補が誕生する可能性もあります。さらにその翌年には、現場で活躍する光景も見られるかもしれません。

図(引用:国土交通省「技術検定制度の見直しについて」
| <https://www.mlit.go.jp/common/001149833.pdf>)

H27年度試験の結果 (土木)

単位:百人

			学科試験		実地試験	
1級	受験者	359	合格	196	合格	71
			不合格	163	不合格	125
2級	受験者	283	合格	197	合格	86
			不合格	86	不合格	111



曙建設株式会社

会社情報

社名 曙建設株式会社

ホームページ <http://akebono-con.co.jp/>

現状のステップアップのイメージ



技士補(仮称)導入後のイメージ



監理技術者の兼任が認められたことで受注の機会は増えますから、会社として1級技士補の養成に力を注ぐ流れも確実でしょう。

建設業界は、年齢階層別の建設技能者の労働者階層を見ますと、60歳以上の高齢者が82.8万人(25.2%)と多く、10年後には大量離職が見込まれます。一方、それを補うべく若手入職者は29歳以下の人員は36.5万人でわずか11.1%に過ぎません。

氷河期時代に建設業界は人材採用をためらった経緯もあり、中堅社員が減少しています。このままでは**建設業界の生産性を維持することは大変困難です。**

これを受けて法改正により、**監理技術者は2現場を兼務することにより、2人の技士補を指導する局面があります。**若手への丁寧な指導により、離職も防止可能です。建設会社は監理技術者に対して、若手への技術の伝承という点に大きな期待を寄せています。

このように、今回の改正により技士補の創設や受験制度の変更など、特に施工管理を請け負う会社にとっては大きな変更となります。今後も引き続き、関連する省令、政令、通知などの発出に注目しましょう。

今月は以上です。ありがとうございました。